

沢川水源の森整備基金の管理運用に関する要綱

〔平成5年3月30日  
企業団告示第7号〕

改正 平成6年12月1日告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、沢川水源の森整備基金条例（平成4年企業団条例第1号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき設置された沢川水源の森整備基金（以下「基金」という。）の管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基金の額)

第2条 条例第2条の規定に定める基金の額は100,000千円とする。

(事務の所管等)

第3条 企業長は、基金に関する事務を総括する。ただし、基金の運用に関する事務は、企業長の所管下の事務局長が行うものとする。

(運用益金の処理等)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、条例第1条に規定する水源の森整備事業及び環境保全啓発事業を推進するための補助金及び助成金に充てるものとする。

2 前項に定める補助金の交付の対象となる水源の森整備事業は、造林、下草刈り等を行う事業で、当該事業の対象となる森林が水源地域に所在し、国又は県の補助事業を対象とする。ただし、次に掲げる各号の一に該当する場合は、補助対象外事業とする。

(1) 国又は県の出資を受けている団体の行う事業

(2) 国、県又は市町村の行う事業

(3) 国又は地方公共団体の所有する森林の整備事業

3 環境保全啓発事業は、ダム集水雨域に居住する住民及び地権者に対して、乱開発防止や汚染予防の協力を得るための事業とする。

(基金の管理)

第5条 企業長は、基金台帳（様式第1号）を備えるものとする。

(準用規程)

第6条 この要綱に定めるもののほか、第4条の補助金に関する事務については、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）の例による。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年12月1日告示第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式（省略）